

証券コード 2461

平成31年3月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
株式会社ファンコミュニケーションズ
代表取締役社長 柳 澤 安 慶

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成31年3月26日（火曜日）午後6時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成31年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 2階「ミルトス」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、昨年と同じ建物ですが階数及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第20期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fancs.com>）に掲載させていただきます。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fancs.com>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成31年3月26日（火曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

## 事業報告

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続く中、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は、米中貿易摩擦による経済成長の減速懸念や金融資本市場の変動の影響等に留意が必要な状況となっております。

このような経済状況のもとで、当社グループの主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、スマートフォンの普及が一巡しインターネットの重要性がさらに増している中で、プラットフォームによるITP(※)の実装や検索アルゴリズムの変更等があり、インターネット広告の仕組や広告を掲載するメディアに影響が出ております。

一方で、インターネット及びスマートフォンアプリを活用したマーケティングへの取り組みは堅調に拡大していくものと予測されており、特に動画広告市場の成長が見込まれております。

当連結会計年度において当社グループは、動画広告の開発に注力したほか、ITPへの継続的な対応やアドフラウド対策を実施してまいりました。

売上高は、ITPへの対応や検索アルゴリズムの変更、アドフラウド対策の実行により当初の見込みほど伸びず、結果、営業利益は、売上高固定費比率の上昇により減益となりました。経常利益は、営業外収益に投資事業組合運用益を計上したこと等により減益幅は縮小いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、シーサー株式会社を取得した際に発生したのれんについて減損損失を計上したことに伴い減益幅が拡大いたしました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高35,340,668千円(前期比9.6%減)、営業利益4,209,726千円(前期比26.8%減)、経常利益4,364,730千円(前期比24.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益2,554,252千円(前期比39.6%減)となりました。

※ ITP(Intelligent Tracking Prevention)とは、iOS上の機能で、Safariブラウザが広告配信等を目的とする追跡用Cookieを識別すると一定期間後にCookieの利用制限等を行うことを言います。

当社グループは、当社グループの事業を、CPA型アドネットワーク事業、CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業、その他の各セグメントに分けておりますが、各セグメントの業績は、次のとおりであります。

a) CPA型アドネットワーク事業

当社グループは、主力サービスでありますアフィリエイト広告サービス「A8.net（エーハチネット）」、スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「adcrowps（アドクロープス）」及び「seedApp（シードアップ）」等を提供しております。当連結会計年度においては、seedApp（シードアップ）は比較的堅調に推移いたしました。adcrowps（アドクロープス）は、海外アドネットワーク経由で発生したアドフラインドの影響、また、A8.net（エーハチネット）においては、ITPへの継続的な対応や検索アルゴリズムの変動による影響を受け、売上高は減収となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は24,986,622千円（前期比3.1%減）、全社費用控除前の営業利益は4,648,220千円（前期比6.0%減）となりました。

b) CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業

当社グループは、主力サービスでありますスマートフォン向け運用型広告サービス「nend（ネンド）」及びリターゲティング広告配信サービス「nex8（ネックスエイト）」等を提供しております。当連結会計年度においては、ITPの影響によってターゲティング広告の成長が鈍化、また、オーバーレイ広告の配信停止を実施したことにより売上高は減収となりました。費用面においては動画広告等の新規事業開発費用が先行いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は9,594,911千円（前期比25.3%減）、全社費用控除前の営業利益は833,201千円（前期比54.7%減）となりました。

c) その他

当社グループは、「Seesaaブログ（シーサーブログ）」を代表とするメディア事業等を展開しております。当連結会計年度においては、メディア事業の広告収入がオーバーレイ広告の配信停止等により鈍化いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は759,134千円、全社費用控除前の営業損失は171,035千円となりました。

○ 報告セグメント別の売上高の内訳

| セグメントの名称               | 平成29年12月期  |         | 平成30年12月期  |         |
|------------------------|------------|---------|------------|---------|
|                        | 金額 (千円)    | 構成比 (%) | 金額 (千円)    | 構成比 (%) |
| CPA型アドネットワーク事業         | 25,794,338 | 66.0    | 24,986,622 | 70.7    |
| CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業 | 12,845,096 | 32.8    | 9,594,911  | 27.2    |
| その他                    | 463,408    | 1.2     | 759,134    | 2.1     |
| 合計                     | 39,102,844 | 100.0   | 35,340,668 | 100.0   |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の主力サービスであるアドネットワーク事業における当連結会計年度末の利用広告主数(稼働広告主ID数)、参加メディア数(登録パートナーサイト数等)は、下記のとおりであります。

| サービス                  | 区分          | 平成29年12月期 | 平成30年12月期 |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|
| 「A8.net<br>(エーハチネット)」 | 稼働広告主ID数    | 3,446     | 3,491     |
|                       | 登録パートナーサイト数 | 2,366,269 | 2,539,128 |
| 「nend (ネンド)」          | 稼働広告主ID数    | 395       | 314       |
|                       | 登録パートナーサイト数 | 834,296   | 928,948   |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は364,198千円であります。その主なものは、サーバー設備の増強及び自社制作ソフトウェア等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、第10回新株予約権の一部権利行使により新株式を発行いたしました。これにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ4,728千円増加しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 17 期<br>(平成27年12月期) | 第 18 期<br>(平成28年12月期) | 第 19 期<br>(平成29年12月期) | 第 20 期<br>(当連結会計年度<br>(平成30年12月期)) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | 35,789,555            | 37,515,940            | 39,102,844            | 35,340,668                         |
| 経 常 利 益(千円)             | 6,179,856             | 5,896,376             | 5,793,113             | 4,364,730                          |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | 3,950,014             | 3,912,146             | 4,228,230             | 2,554,252                          |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 50.95                 | 50.89                 | 55.06                 | 33.36                              |
| 総 資 産(千円)               | 21,233,679            | 23,314,035            | 26,085,358            | 25,790,246                         |
| 純 資 産(千円)               | 14,741,250            | 16,637,885            | 19,543,479            | 19,835,804                         |
| 1株当たり純資産額(円)            | 188.69                | 215.71                | 253.34                | 260.92                             |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 17 期<br>(平成27年12月期) | 第 18 期<br>(平成28年12月期) | 第 19 期<br>(平成29年12月期) | 第 20 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年12月期) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 33,610,333            | 34,965,808            | 37,960,306            | 34,238,954                       |
| 経 常 利 益(千円)   | 5,875,693             | 5,729,651             | 5,801,881             | 4,518,550                        |
| 当 期 純 利 益(千円) | 3,741,033             | 3,848,334             | 4,455,552             | 3,151,692                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 48.25                 | 50.06                 | 58.02                 | 41.16                            |
| 総 資 産(千円)     | 20,570,244            | 22,507,749            | 25,854,101            | 26,111,353                       |
| 純 資 産(千円)     | 14,497,854            | 16,330,676            | 19,463,592            | 20,353,357                       |
| 1株当たり純資産額(円)  | 185.56                | 211.71                | 252.30                | 267.75                           |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金 (千円) | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容     |
|------------|----------|----------|-------------|
| 株式会社アドジャボン | 9,000    | 100.00%  | インターネット関連事業 |
| シーサー株式会社   | 15,100   | 100.00%  | インターネット関連事業 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

#### ①業界内における地位の確立

主力事業であるインターネット広告サービスは、今後さらなる成長が期待される一方、新規参入や競争の激化、プラットフォームの影響による事業環境の変化など、課題も多数あります。当社グループの各事業におきましては、このような事業環境の変化にいち早く対応し、広告主数やメディア数の増加によるアドネットワークの規模の拡大や費用対効果のさらなる向上等を行うことにより競争力を高め、競合との差別化を図ってまいります。また、当社グループでは、引き続き顧客基盤を広げ、利用者数の拡大とブランドイメージの向上・浸透に努め、より効率的な顧客獲得体制を整備し、業界内における地位を確立させていく方針であります。

#### ②主力事業におけるサービス改善

主力事業であるインターネット広告サービスについて、さらなる事業収益拡大のためには、事業環境の変化への対応や顧客基盤の拡大とともにサービス利用率の向上やサービスの品質改善による差別化が必要不可欠となります。当社グループでは、今後も継続的に、広告効果の向上、ユーザビリティの改善、広告表示の適正化等に取り組む方針であります。

### ③自社媒体事業の拡大

インターネット広告サービスの一環として、パソコン及びスマートフォン端末を利用する消費者に向けた情報媒体の開発、運営により、当社グループ自身がメディア（パートナーサイト）となって収益を上げる自社媒体の開発運営を行なっております。当社グループは、今後も自社媒体事業について、インターネット広告サービスの知名度やノウハウ、トラフィックを生かした積極的展開を図り、集客力の強い自社媒体の育成、収益化を図っていく方針であります。

### ④システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社グループの業容拡大を支えていくためには、急激に増加しているトラフィックや取引データを管理するシステムを、費用の増加を抑えながら安定的かつ効率的に拡張するための技術開発及び運用体制の確立に注力すること、外部からの不正アクセスを防止し、取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、さらなるシステムの安全性強化や危機管理体制を構築すること、また当社グループ全体としての業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、今後さらに重要となってくると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資や危機管理体制の確立を進めていくとともに、情報開示やコンプライアンス維持を含めた内部管理体制の充実を図る方針であります。

### ⑤人材の確保・育成

業容拡大とともに、営業部門・開発部門・管理部門の人材確保とともに、さらなるサービス向上のため、インターネット広告におけるコンサルティング能力や技術力の向上、ノウハウの蓄積、スキルの向上等人材の育成がきわめて重要となります。当社グループといたしましては、教育、研修体系の整備を行い人材育成の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

| 事業区分                   | 事業内容                                                                                                                         |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CPA型アドネットワーク事業         | アフィリエイト広告サービス「A8.net（エーハチネット）」の運営<br>スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「seedApp（シードアップ）」の運営<br>スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「adcrops（アドクロップス）」の運営 |
| CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業 | スマートフォン向け運用型広告サービス「nend（ネンド）」の運営<br>リターゲティング広告配信サービス「nex8（ネクスイイト）」の運営                                                        |
| その他                    | メディア事業等の運営                                                                                                                   |

(6) 主要な営業所（平成30年12月31日現在）

①当社の主要な営業所

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都渋谷区 |
|-----|--------|

②子会社

|            |        |
|------------|--------|
| 株式会社アドジャパン | 東京都渋谷区 |
| シーサー株式会社   | 東京都渋谷区 |

(7) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 431 (87) 名 | 23名増 (8名増)            |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて23名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた中途採用と新卒採用によるものであります。

②当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------------|---------|-------------|
| 372 (57) 名 | 24名増 (2名増)        | 32.0歳   | 3.6年        |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて24名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた中途採用と新卒採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年12月31日現在）

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 240,000,000株                  |
| ② 発行済株式の総数   | 76,930,032株（自己株式1,170,901株含む） |
| ③ 株主数        | 9,174名                        |
| ④ 大株主（上位10名） |                               |

| 株主名                                                            | 所有株式数       | 持株比率   |
|----------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 柳澤安慶                                                           | 27,783,600株 | 36.68% |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                                   | 6,532,371株  | 8.62%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 | 1,711,600株  | 2.26%  |
| 松本洋志                                                           | 1,664,300株  | 2.20%  |
| アール・シー・ワイ・ブラザーズ株式会社                                            | 1,660,900株  | 2.19%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                        | 1,530,400株  | 2.02%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224                     | 1,300,000株  | 1.72%  |
| 株式会社光通信                                                        | 1,126,400株  | 1.49%  |
| 内田徹                                                            | 1,035,100株  | 1.37%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）                                     | 1,034,500株  | 1.37%  |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

ストック・オプションの行使に伴い、発行済株式の総数は48,000株増加、自己株式の消却により発行済株式の総数は943,076株減少して76,930,032株になっております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                         | 第11回新株予約権                           | 第14回新株予約権                           | 第15回新株予約権                           |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 発行決議の日                  | 平成25年7月19日                          | 平成29年5月26日                          | 平成30年6月28日                          |
| 新株予約権の数                 | 3,000個                              | 390個                                | 350個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注2) | 普通株式<br>24,000株<br>(新株予約権1個につき8株)   | 普通株式<br>39,000株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式<br>35,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額              | 無償                                  | 無償                                  | 無償                                  |
| 行使に際して出資される財産の価額(注2)    | 1株当たり<br>789円                       | 1株当たり<br>956円                       | 1株当たり<br>768円                       |
| 新株予約権の行使期間              | 平成27年8月1日<br>から<br>平成31年7月31日<br>まで | 平成32年6月1日<br>から<br>平成36年5月31日<br>まで | 平成33年7月1日<br>から<br>平成37年6月30日<br>まで |
| 新株予約権の行使の条件             | 注3                                  | 注3                                  | 注3                                  |
| 役員の保有状況                 |                                     |                                     |                                     |
| 取締役                     |                                     |                                     |                                     |
| 新株予約権の数                 | 3,000個                              | 390個                                | 350個                                |
| 目的となる株式数                | 24,000株                             | 39,000株                             | 35,000株                             |
| 保有者数                    | 3名                                  | 5名                                  | 3名                                  |
| 監査役                     |                                     |                                     |                                     |
| 新株予約権の数                 | —                                   | —                                   | —                                   |
| 目的となる株式数                | —                                   | —                                   | —                                   |
| 保有者数                    | —                                   | —                                   | —                                   |

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 平成25年10月1日付で普通株式1株を2株に、平成26年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しておりますので、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されます。
3. 権利行使時において、当社の取締役又は監査役の地位にあること。その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。



② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                     |                                     |
|---------------------|-------------------------------------|
|                     | 第15回新株予約権                           |
| 発行決議の日              | 平成30年6月28日                          |
| 新株予約権の数             | 650個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式<br>65,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額          | 無償                                  |
| 行使に際して出資される財産の価額    | 1株当たり<br>768円                       |
| 新株予約権の行使期間          | 平成33年7月1日<br>から<br>平成37年6月30日<br>まで |
| 新株予約権の行使の条件         | 注                                   |
| 使用人等への交付状況          |                                     |
| 当社使用人               |                                     |
| 新株予約権の数             | 650個                                |
| 目的となる株式数            | 65,000株                             |
| 交付者数                | 16名                                 |

(注) 権利行使時において、当社の取締役、監査役又は使用人の地位にあること。その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                        |
|----------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 柳澤安慶 | 新規事業開発部管掌                                                                           |
| 取締役副社長   | 松本洋志 |                                                                                     |
| 取締役      | 広瀬計  |                                                                                     |
| 取締役      | 二宮幸司 | ADプラットフォーム事業部長、新規事業開発部長兼サービス開発部管掌<br>株式会社アドジャポン代表取締役社長                              |
| 取締役      | 吉永敬  | A8事業部長、A8事業部プロダクト開発部長兼アプリマーケティング事業部管掌<br>シーサー株式会社取締役                                |
| 取締役      | 久門耕治 |                                                                                     |
| 取締役      | 小尾一介 | Link Asia Capital株式会社代表取締役パートナー<br>クロスロケーションズ株式会社代表取締役<br>フューチャーベンチャーキャピタル株式会社社外取締役 |
| 取締役      | 穂谷野智 | 株式会社ホルン代表取締役<br>株式会社ガイドデント代表取締役会長                                                   |
| 常勤監査役    | 春原幸充 |                                                                                     |
| 監査役      | 柿本謙二 | アーク総合事務所所長（公認会計士、税理士）<br>株式会社アイビー代表取締役                                              |
| 監査役      | 出澤秀二 | 出澤総合法律事務所代表（弁護士）<br>ビジョン株式会社社外監査役                                                   |

(注) 1. 取締役小尾一介及び穂谷野智の2氏は、社外取締役であります。

2. 監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の3氏は、社外監査役であります。

3. 監査役柿本謙二氏は公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は取締役小尾一介及び穂谷野智、監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

5. 当事業年度中に担当及び重要な兼職が異動となった取締役

| 氏 名     | 異 動 日      | 新役職、担当及び重要な兼職                                                   | 旧役職、担当及び重要な兼職                                        |
|---------|------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 柳 澤 安 慶 | 平成30年10月1日 | 代表取締役社長<br>新規事業開発部管掌                                            | 代表取締役社長                                              |
| 広 瀬 計   | 平成30年4月1日  | 取締役                                                             | 取締役<br>情報システム部管掌                                     |
| 二 宮 幸 司 | 平成30年7月1日  | 取締役<br>ADプラットフォーム事業部長兼サービス開発部管掌<br>株式会社アドジャボン代表取締役社長            | 取締役<br>ADプラットフォーム事業部長兼サービス開発部管掌<br>株式会社アドジャボン代表取締役社長 |
|         | 平成30年10月1日 | 取締役<br>ADプラットフォーム事業部長、新規事業開発部長兼サービス開発部管掌<br>株式会社アドジャボン代表取締役社長   | 取締役<br>ADプラットフォーム事業部長兼サービス開発部管掌<br>株式会社アドジャボン代表取締役社長 |
| 吉 永 敬   | 平成30年5月1日  | 取締役<br>A8事業部長、A8事業部プロダクト開発部長兼アプリマーケティング事業部管掌<br>シーサー株式会社<br>取締役 | 取締役<br>A8事業部長兼アプリマーケティング事業部管掌<br>シーサー株式会社<br>取締役     |

② 当事業年度中に退任した取締役

| 氏名      | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|---------------------|
| 関 厚 志   | 平成30年3月28日 | 任期満了 | 取締役 アライアンス室長        |
| 佐 藤 吉 勝 | 平成30年3月28日 | 任期満了 | 取締役 広報室長            |

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                 | 支給人員        | 支給額                     |
|---------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役分) | 10名<br>(2名) | 134,780千円<br>(5,480千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役分) | 3名<br>(3名)  | 15,000千円<br>(15,000千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員分)    | 13名<br>(5名) | 149,780千円<br>(20,480千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、取締役について平成30年3月28日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額90百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. スtock・オプションとして割り当てた新株予約権に関する当事業年度における費用計上額5,010千円(取締役4名に対し5,010千円)が含まれております。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小尾一介氏は、Link Asia Capital株式会社の代表取締役パートナーであり、クロスロケーションズ株式会社の代表取締役であります。また、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の社外取締役であります。なお、当社とLink Asia Capital株式会社、クロスロケーションズ株式会社及びフューチャーベンチャーキャピタル株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役穂谷智氏は、株式会社ホルンの代表取締役であり、株式会社ガイドデントの代表取締役会長であります。なお、当社と株式会社ホルン及び株式会社ガイドデントとの間に特別の関係はありません。
- ・監査役柿本謙二氏は、アーク総合事務所所長であり、株式会社アイビービーの代表取締役であります。なお、当社とアーク総合事務所及び株式会社アイビービーとの間に特別の関係はありません。
- ・監査役出澤秀二氏は、出澤総合法律事務所の代表であり、ビジョン株式会社の社外監査役であります。なお、当社と出澤総合法律事務所及びビジョン株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

|          | 出席・発言状況                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 小尾一介 | 平成30年3月28日就任以降に開催された取締役会13回すべてに出席しております。主に、企業経営の見地から発言を行っております。                                    |
| 取締役 穂谷野智 | 平成30年3月28日就任以降に開催された取締役会13回すべてに出席しております。主に、企業経営の見地から発言を行っております。                                    |
| 監査役 春原幸夫 | 当事業年度中に開催された取締役会17回中16回に出席し、また監査役会14回すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、主に、企業経営の見地から発言を行っております。           |
| 監査役 柿本謙二 | 当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また監査役会14回すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、主に、財務・会計の見地から発言を行っております。           |
| 監査役 出澤秀二 | 当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また監査役会14回すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、主に、法令・コンプライアンス体制強化の見地から発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ハ、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限りです。

#### (4) 会計監査人の状況

|         |                        |          |
|---------|------------------------|----------|
| ① 名称    | 有限責任 あずさ監査法人           |          |
| ② 報酬等の額 | 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額    | 23,500千円 |
|         | 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金 |          |
|         | 銭その他の財産上の利益の合計額        | 23,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役、従業員を含めたグループ全体のコンプライアンス管理規程を定め、体制の整備及び維持を図る。また、組織規程・稟議決裁規程等の社内規程を整備し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、法令等遵守のための研修や教育を行うものとする。
  - ロ. 取締役会については取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保する。取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役会間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
  - ハ. 当社グループの財務報告の適正性確保のため、当社は、経理関係規程、システム管理規程、内部監査に関する規程等を定め、財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制の充実を図り、同体制につき、その整備・運用状況を適切に評価し改善を図る。
  - ニ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び従業員に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備する。
  - ホ. 当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っている。また社外監査役として公認会計士や弁護士等の専門家を選任し、監査の実効性を高める。
  - ヘ. 当社は、内部監査機関として社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、当社グループの内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
  - ト. 当社グループの取締役及び従業員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合またはその旨の報告を受けた場合には、直ちに当社の監査役、取締役または代表取締役に報告するものとする。報告を受けた者は、直ちにコンプライアンス管理規程に従って対応するものとする。また当社グループの監査役は当社または子会社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
  - チ. 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス管理規程を定め、社外の弁護士等を外部の直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、運用を行う。



- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）については、文書取扱規程の定めに従い、担当職務に応じて適切に保存しかつ管理する。
1. 株主総会議事録と関連資料
  2. 取締役会議事録と関連資料
  3. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
  4. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
  5. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社グループの業務執行に係るリスクとして、以下1から4のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
1. 地震、洪水、事故、火災等の災害によるリスク（営業停止、損失発生）
  2. 個人情報を含む機密情報漏洩によるリスク（信用失墜、損失発生）
  3. 基本サービスまたは社内ネットワークシステムが正常に機能しないことによるリスク（営業停止、損失発生）
  4. 役員・従業員の不適切な業務執行によるリスク（信用失墜、損失発生）
  5. その他、取締役会が重大と判断するリスク
- ロ. リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体のリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ハ. 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認し、当社グループ全体のリスク管理体制の整備に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び各部の責任者によって構成される経営会議において議論を行った上で執行決定を行うものとする。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・稟議決裁規程において、それぞれの責任者及び執行手続について定める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループの経営管理の基本方針についてグループ会社管理規程を定め、これに従い各子会社内の取締役等より決裁申請・報告を受けるものとし、また、適切にモニタリングを行うことにより、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するものとする。

- ロ、子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査機関またはコンプライアンス担当部門に報告するものとする。内部監査機関またはコンプライアンス担当部門は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- ⑥ 監査役を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
  - イ、監査役が求めた場合は、監査役職務を補助すべき従業員として、監査役補助者を任命することができる。
  - ロ、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとし、監査役の指示は会社の指示に優先する。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ、コンプライアンス管理規程等に当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告すべき事項及び時期についての規定を置き、当該規定に基づき、当社グループの取締役及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び従業員に対して報告を求められることができることとする。
  - ロ、当社グループの取締役及び従業員は、前号の報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとする。
  - ハ、監査役職務を執行する上で必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとする。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ、コンプライアンス管理規程を定め、管理部によるコンプライアンス研修、個人情報保護研修、役職に応じた業務上認識が必要な法知識吸収の教育、各種実務対応セミナー等を適宜行っております。
  - ロ、取締役会を、毎月1回、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止しております。
  - ハ、反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたないことを周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のため取引先、従業員、当社運営サービスに登録した会員のチェックを行っております。
  - ニ、社外監査役として会社経営者、公認会計士、弁護士等の専門家を選任し、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っております。
  - ホ、社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。

- へ、業務上の不正行為を認知した場合、コンプライアンス通報制度または職制を通じて速やかに事実を通報し、リスクマネジメント委員会にて事実確認、対応指示を行い、その結果を取締役に報告することになっております。
  - ト、コンプライアンス通報制度において、通報内容の性質等から通報者に不利益が生じる恐れがあるときは、予め定めてある社外の法律事務所を通報窓口及び相談窓口としております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書取扱規程の定めに従い、適切に保存、管理し取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
  - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。また、3か月に1回リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの把握、管理、対応を行っております。なお、不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めます。
  - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - イ、取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適宜臨時に開催し機関決定を行い、取締役及び各部の責任者以上によって構成される経営会議を毎月2回開催し、情報共有と課題の抽出、対応の指示を行っております。
    - ロ、取締役会の機関決定に基づく業務執行については、組織規程や決裁基準の定めに従い対応しております。
  - ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ会社管理規程を定め、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するとともに、当社管理部が子会社の規程整備状況や運用状況を適宜確認し指導を行っております。
  - ⑥ 監査役を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項  
現在、監査役補助者はおりませんが、必要に応じ監査役会の同意を得た上で監査役補助者を任命することができ、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うこととされております。
  - ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制  
コンプライアンス管理規程に監査役に報告すべき事項及び時期についての規定があり、また、監査役を執行する上で必要な費用については、速やかに支払っております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部       |            |
|-----------------|------------|---------------|------------|
| 流 動 資 産         | 22,774,570 | 流 動 負 債       | 5,800,864  |
| 現金及び預金          | 17,778,004 | 買 掛 金         | 4,384,454  |
| 売 掛 金           | 3,703,909  | 未 払 法 人 税 等   | 590,647    |
| 有 価 証 券         | 800,590    | 賞 与 引 当 金     | 139,632    |
| そ の 他           | 505,588    | ポ イ ン ト 引 当 金 | 68,829     |
| 貸 倒 引 当 金       | △13,522    | そ の 他         | 617,301    |
| 固 定 資 産         | 3,015,676  | 固 定 負 債       | 153,578    |
| 有 形 固 定 資 産     | 327,920    | 長 期 預 り 保 証 金 | 150,259    |
| 建 物             | 78,106     | そ の 他         | 3,318      |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 249,813    | 負 債 合 計       | 5,954,442  |
| 無 形 固 定 資 産     | 284,313    | 純 資 産 の 部     |            |
| そ の 他           | 284,313    | 株 主 資 本       | 19,769,594 |
| 投資その他の資産        | 2,403,442  | 資 本 金         | 1,173,673  |
| 投資有価証券          | 2,074,216  | 資 本 剰 余 金     | 278,373    |
| そ の 他           | 330,435    | 利 益 剰 余 金     | 19,117,548 |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,209     | 自 己 株 式       | △800,000   |
| 資産合計            | 25,790,246 | その他の包括利益累計額   | △2,666     |
|                 |            | その他有価証券評価差額金  | △2,666     |
|                 |            | 新 株 予 約 権     | 68,876     |
|                 |            | 純 資 産 合 計     | 19,835,804 |
|                 |            | 負債純資産合計       | 25,790,246 |

# 連 結 損 益 計 算 書

（平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                          | 金 額        |
|------------------------------|------------|
| 売 上 高                        | 35,340,668 |
| 売 上 原 価                      | 26,558,078 |
| 売 上 総 利 益                    | 8,782,590  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          | 4,572,863  |
| 営 業 利 益                      | 4,209,726  |
| 営 業 外 収 益                    | 159,252    |
| 受 取 利 息                      | 14,692     |
| 受 取 配 当 金                    | 6,254      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益            | 1,238      |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益            | 12,115     |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益            | 110,548    |
| そ の 他                        | 14,404     |
| 営 業 外 費 用                    | 4,248      |
| 自 己 株 式 取 得 費 用              | 2,526      |
| 為 替 差 損                      | 1,285      |
| そ の 他                        | 436        |
| 経 常 利 益                      | 4,364,730  |
| 特 別 利 益                      | 61,562     |
| 事 業 譲 渡 益                    | 50,337     |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益              | 9,354      |
| 償 却 債 権 取 立 益                | 1,756      |
| そ の 他                        | 113        |
| 特 別 損 失                      | 506,827    |
| 減 損 損 失                      | 505,517    |
| そ の 他                        | 1,309      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        | 3,919,466  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 1,348,025  |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 17,188     |
| 当 期 純 利 益                    | 2,554,252  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | -          |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 2,554,252  |

# 貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部       |            |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 流 動 資 産   | 21,709,936 | 流 動 負 債       | 5,604,417  |
| 現金及び預金    | 16,913,714 | 買掛金           | 4,289,064  |
| 売掛金       | 3,575,396  | 未払金           | 300,406    |
| 有価証券      | 800,590    | 未払費用          | 20,365     |
| 前渡金       | 6,038      | 未払法人税等        | 555,398    |
| 前払費用      | 206,003    | 前受金           | 185,089    |
| 繰延税金資産    | 172,670    | 預り金           | 40,524     |
| その他       | 44,627     | 賞与引当金         | 137,322    |
| 貸倒引当金     | △9,102     | ポイント引当金       | 68,829     |
| 固 定 資 産   | 4,401,416  | その他           | 7,416      |
| 有形固定資産    | 272,643    | 固 定 負 債       | 153,578    |
| 建物        | 71,050     | 長期預り保証金       | 150,259    |
| 工具、器具及び備品 | 201,593    | その他           | 3,318      |
| 無形固定資産    | 229,569    | 負 債 合 計       | 5,757,995  |
| ソフトウェア    | 175,081    | 純 資 産 の 部     |            |
| ソフトウェア仮勘定 | 54,221     | 株 主 資 本       | 20,287,147 |
| その他       | 266        | 資 本 金         | 1,173,673  |
| 投資その他の資産  | 3,899,203  | 資 本 剰 余 金     | 278,373    |
| 投資有価証券    | 2,074,216  | 資 本 準 備 金     | 278,373    |
| 関係会社株式    | 1,522,521  | 利 益 剰 余 金     | 19,635,101 |
| 関係会社長期貸付金 | 60,000     | 利 益 準 備 金     | 105,401    |
| 破産更生債権等   | 1,209      | その他利益剰余金      | 19,529,700 |
| 長期前払費用    | 12,625     | 繰越利益剰余金       | 19,529,700 |
| 繰延税金資産    | 23,456     | 自 己 株 式       | △800,000   |
| その他       | 206,383    | 評価・換算差額等      | △2,666     |
| 貸倒引当金     | △1,209     | その他有価証券評価差額金  | △2,666     |
| 資 産 合 計   | 26,111,353 | 新 株 予 約 権     | 68,876     |
|           |            | 純 資 産 合 計     | 20,353,357 |
|           |            | 負 債 純 資 産 合 計 | 26,111,353 |

# 損 益 計 算 書

（平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 34,238,954 |
| 売 上 原 価                 | 25,902,728 |
| 売 上 総 利 益               | 8,336,225  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 4,006,542  |
| 営 業 利 益                 | 4,329,683  |
| 営 業 外 収 益               | 191,829    |
| 受 取 利 息                 | 1,293      |
| 有 価 証 券 利 息             | 14,120     |
| 受 取 配 当 金               | 6,254      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 1,238      |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益       | 12,115     |
| 業 務 受 託 料               | 37,919     |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 110,548    |
| そ の 他                   | 8,340      |
| 営 業 外 費 用               | 2,962      |
| 自 己 株 式 取 得 費 用         | 2,526      |
| そ の 他                   | 436        |
| 経 常 利 益                 | 4,518,550  |
| 特 別 利 益                 | 11,111     |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 9,354      |
| 償 却 債 権 取 立 益           | 1,756      |
| 特 別 損 失                 | 57,831     |
| 減 損 損 失                 | 57,831     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 4,471,830  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,304,373  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 15,763     |
| 当 期 純 利 益               | 3,151,692  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月21日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |    |    |   |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐藤 | 義仁 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 上原 | 義弘 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月21日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 義仁 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上原 義弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月21日

株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 春 原 幸 充 ㊟

監査役（社外監査役） 柿 本 謙 二 ㊟

監査役（社外監査役） 出 澤 秀 二 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,439,423,489円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年3月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款に補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。
- (3) 改定履歴につき、年号表記及び漢字表記を改めるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                                                        | 第4章 取締役及び取締役会                                                                 |
| 第19条（取締役の任期）<br>取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了する時までとする。</u> | 第19条（取締役の任期）<br>取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                                                        | 第5章 監査役及び監査役会                                                                 |
| 第30条（監査役を選任）<br>1. （変更なし）<br>2. （変更なし）                                                                                                               | 第30条（監査役を選任）<br>1. （変更なし）<br>2. （変更なし）                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>作成 平成11年9月3日<br/>           認証 平成11年9月3日<br/>           改訂 平成11年10月1日<br/>           改訂 平成13年2月22日<br/>           改訂 平成14年3月29日<br/>           改訂 平成16年3月30日<br/>           改訂 平成17年3月9日<br/>           改訂 平成17年3月30日<br/>           改訂 平成18年3月1日<br/>           改訂 平成18年3月30日<br/>           改訂 平成19年3月29日<br/>           改訂 平成21年3月27日<br/>           改訂 平成25年1月1日<br/>           改訂 平成25年5月1日<br/>           改訂 平成25年10月1日<br/>           改訂 平成26年4月1日</p> | <p>作成 1999年9月3日<br/>           認証 1999年9月3日<br/>           改定 1999年10月1日<br/>           改定 2001年2月22日<br/>           改定 2002年3月29日<br/>           改定 2004年3月30日<br/>           改定 2005年3月9日<br/>           改定 2005年3月30日<br/>           改定 2006年3月1日<br/>           改定 2006年3月30日<br/>           改定 2007年3月29日<br/>           改定 2009年3月27日<br/>           改定 2013年1月1日<br/>           改定 2013年5月1日<br/>           改定 2013年10月1日<br/>           改定 2014年4月1日</p> |

### 3. 変更の効力発生

本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され取締役の任期が短縮されることを条件として、取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1         | 再任<br>やなぎさわ やすよし<br>柳 澤 安 慶<br>(昭和39年10月20日生) | 平成11年10月 当社設立<br>代表取締役社長（現任）<br>(当社における地位、担当)<br>代表取締役社長<br>新規事業開発部管掌                                                                                                                        | 27,783,600株   |
| 2         | 再任<br>まつもと ひろし<br>松 本 洋 志<br>(昭和35年4月10日生)    | 平成11年10月 当社設立<br>取締役副社長（現任）<br>(当社における地位、担当)<br>取締役副社長                                                                                                                                       | 1,664,300株    |
| 3         | 再任<br>にのみや こうじ<br>二 宮 幸 司<br>(昭和54年3月11日生)    | 平成16年4月 当社入社<br>平成23年1月 MC事業部ADN推進部長<br>平成24年3月 ADN事業部長<br>平成25年4月 執行役員<br>平成27年3月 取締役（現任）<br>(当社における地位、担当)<br>取締役 ADプラットフォーム事業部長、<br>新規事業開発部長兼サービス開発部管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アドジャパン代表取締役社長  | 9,400株        |
| 4         | 再任<br>よしなが たかし<br>吉 永 敬<br>(昭和56年2月18日生)      | 平成17年4月 当社入社<br>平成20年7月 A8事業部新規開発部長<br>平成23年10月 A8事業部長<br>平成25年4月 執行役員<br>平成27年3月 取締役（現任）<br>(当社における地位、担当)<br>取締役 A8事業部長、A8事業部プロダクト<br>開発部長兼アプリマーケティング事業部<br>管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>シーサー株式会社取締役 | 16,200株       |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5         | 再任・社外取締役<br>おびかずすけ<br>小尾 一介<br>(昭和28年12月4日生) | 昭和52年9月 アルファレコード株式会社<br>入社<br>昭和63年8月 サイトロン・アンド・ア<br>ート株式会社 代表取締役<br>平成14年10月 株式会社デジタルガレージ<br>取締役<br>平成21年7月 グーグル株式会社 執行役<br>員<br>平成24年12月 インモビジヤパン株式会社<br>日本代表<br>平成27年10月 Link Asia Capital株式会社<br>代表取締役 パートナー<br>(現任)<br>平成29年11月 クロスロケーションズ株式<br>会社 代表取締役 (現任)<br>平成30年3月 当社社外取締役 (現任)<br>平成30年6月 フューチャーベンチャーキ<br>ャピタル株式会社 社外取<br>締役 (現任)                                               | 100株          |
| 6         | 再任・社外取締役<br>ほやのさとし<br>穂谷野 智<br>(昭和37年1月11日生) | 昭和59年4月 富士ゼロックス株式会社<br>入社<br>平成12年4月 株式会社オン・ザ・エッジ<br>(現LINE株式会社) 入社<br>平成15年3月 株式会社イーエックスマー<br>ケティング 取締役<br>平成16年11月 バリュークリックジャパン<br>株式会社 取締役<br>平成18年1月 株式会社セシール 取締役<br>平成18年2月 株式会社ライブドアマーケ<br>ティング (現株式会社メデ<br>ィアイノベーション)<br>代表取締役社長<br>平成20年7月 ソネット・メディア・ネッ<br>トワークス株式会社 代表<br>取締役社長<br>平成26年11月 株式会社ホルン 代表取締<br>役 (現任)<br>平成30年3月 当社社外取締役 (現任)<br>平成30年11月 株式会社ガイドデント 代<br>表取締役会長 (現任) | 10,000株       |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は社外取締役候補者であります。
3. 小尾一介氏及び穂谷野智氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。また、両氏はインターネット広告に精通し専門的な知識を有しており、且つ優れた経営上の成功経験を持ちその成功経験をもとに当社の経営を促進することが期待でき、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は平成30年3月より当社社外取締役を務めており、その就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 春原幸充氏は小尾一介氏及び穂谷野智氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限りです。
6. 当社は、小尾一介氏と穂谷野智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案をご承認いただきますと、両氏は引き続き独立役員になる予定であります。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役春原幸充氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 再任・社外監査役<br>すのはら ゆきみつ<br>春原幸充<br>(昭和23年9月9日生) | 昭和46年4月 クラリオン株式会社入社<br>平成7年3月 同生産企画部 主幹<br>平成8年8月 米国 McIntosh Lab SVP(出向)<br>平成14年12月 台湾 歌樂旺企業股份有限公司(台湾クラリオン) 総経理(後に董事長兼任)<br>平成22年12月 台湾 廣明光電股份有限公司 日本首席代表<br>平成27年3月 当社常勤社外監査役(現任) | 2,500株        |

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 春原幸充氏は社外監査役候補者であります。

3. 春原幸充氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり企業で管理職を務めており、企業経営全般にわたる知識、経験を有しております。また、豊富な海外勤務にて幅広い見識を有しております。この知識、経験を生かし、外部の視点をもって当社監査体制の強化に生かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 春原幸充氏は平成27年3月より当社社外監査役を務めており、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

5. 春原幸充氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限りです。

6. 当社は、春原幸充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案をご承認いただきますと、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなり、また、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| やまだ けんじ<br>山田 憲次<br>(昭和33年5月3日生) | 昭和57年4月 AIU保険会社入社<br>平成6年4月 有限会社ファンテック設立<br>平成10年6月 ケンコーマヨネーズ株式会社 社外監査役<br>平成13年12月 株式会社ファンテック 代表取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ファンテック代表取締役 | 1,700株        |

- (注) 1. 候補者が代表取締役を務める株式会社ファンテックは保険代理店として当社の付保する損害保険契約の一部の募集及び契約業務を行っております。
2. 当該事業年度における、当社から株式会社ファンテックへの支払総額は7,486,510円であり、そのすべては保険料としての支払であります。また、当社グループ連結売上高に占める割合は0.03%未満であります。
3. 山田憲次氏は補欠の社外監査役候補者であります。
4. 山田憲次氏につきましては、企業経営及びリスクマネジメントに精通しており、その知識、経験を当社監査体制の強化に生かしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 山田憲次氏が社外監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限りです。

## 第6号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものとし、その発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を年額90,000千円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の趣旨

- (1) 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等としての新株予約権の発行について

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬額は、平成27年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、年額90,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

この報酬等として当社の取締役（社外取締役を除く）に対し発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値（ブラック・ショールズ・モデルにより算定する）に、割当日に在任する当社取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は6名（うち社外取締役は2名）となります。

## 2. 新株予約権の要領

### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。このうち、当社の取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の上限は、当社普通株式100,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と認める株式数の調整を行う。

### (3) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。このうち、当社の取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の個数は、1,000個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、（2）に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う）

### (4) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとする。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に（3）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における金融商品取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格（当日の最終価格がない場合には、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格を行使価額とする。新株予約権の行使に係る新株の発行価額又は株式の譲渡価額の年間合計額（他の新株予約権を含む行使合計額）は1,200万円を越えないこととする。

なお、発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上の算式において、「既発行株式数」とは調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済普通株式数から、同日における当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をすることにより調整が行われる場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月の月初を始期としてその後4年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）が、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。
- ② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位を喪失したことにより新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、当社は、残存新株予約権を無償で取得することができ、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「組織再編契約等」という）において定めた場合に限るものとし、組織再編契約等の定めと以下の定めが異なる場合は組織再編契約等の定めが優先するものとする。

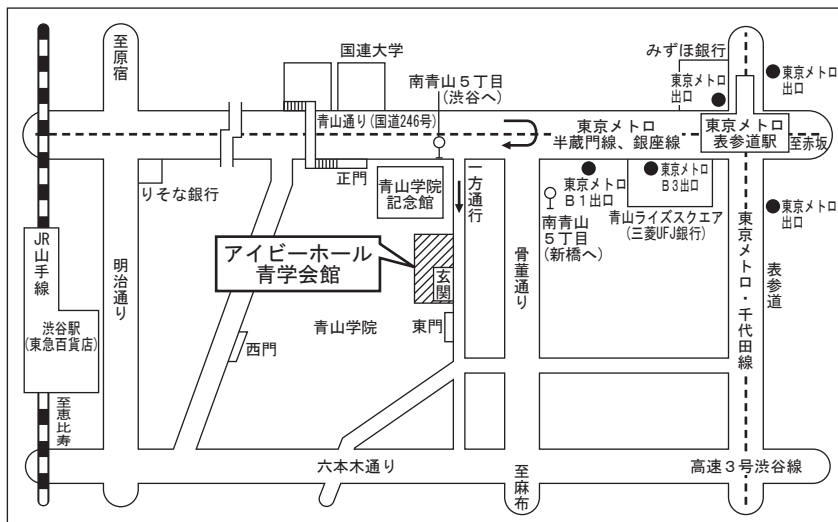
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）に準じて決定する。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（６）に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める残存新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（９）に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記（８）に準じて決定する。
  - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
上記（７）に準じて決定する。
- (13) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところによる。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号  
アイビーホール青学会館 2階 「ミルトス」  
TEL 03-3409-8181



◎東京メトロ（銀座線・半蔵門線・千代田線）

表参道駅下車（B1またはB3出口より徒歩約5分）

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。